



借金のかたが元本より 値打ちがある場合は？

相談者の気持ち

友人から借金100万を申し込まれて、借金のかたとして壺^{つぼ}を渡され了承しました。返済期限を過ぎても返してくれるようすがないため、壺を鑑定に出したところ150万円の値が付きました。その話を聞きつけた友人が、100万円返すから壺を返してくれと言ってきました。返さないといけませんか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか。



楽しい質問ですね。

普通はこの逆ですから。つまり、「自分もそれなりの値打ちがあるものだ」と思っていたのに、調べてみたら1万円もしなかった、という例のほうが多いですからね。

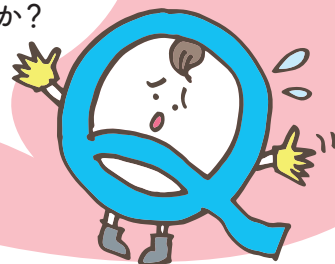
それはそれとして、質問に対する回答ですが、結論としては、100万円を返してもらうのと引き換えに壺は返さないといけません。

なお、ここでは、いわゆる返済期限までの利息の約束はなかったものとします。もし、約束していればそれを付加した金額の支払いと引き換えです。

借金のかたとして壺を渡された、ということの意味を考えてみましょう。その際に何か特別の約束(契約)をしていれば、おおむね、その約束に双方が従って処理することになるでしょう。

ただ、友人間で100万円の貸借という程度ですと、特に特別の約束(契約)はしない場合が多いと思います。その場合のことを考えます。

担保というのは借金のかたですから、貸金を返してもらうためのものです。そこで、貸金が返されなかった場合、一般には2つの方法があり得ます。1つは、その壺を第三者に売却してその代金から借金を回収し、余りがあればその余りは友人に返す、という方法です。もう1



つは、その壺を適切に評価して自分の所有物とするものの、その「適切な評価額」(本件では150万円ですね)と貸金100万円の差額50万円を友人に返却する方法です。いずれの場合でも、借主に貸金の返済を請求し一定の期限までに返済されなかった場合は、前記のいずれかの方法を取ることを予告すべきでしょう。そうでなければ後日の紛争は避けられないでしょう。

いずれの方法を取ることになったとしても、本来の貸金は回収してもよいのです。さらに約定がなくても遅延損害金を払ってもらえる権利があります。しかしながらそれ以上の利得を貸主が得ることはできません。

利息が約定に定められていれば貸金に利息も含めた金額まで払ってもらえます。貸金および利息と遅延損害金までは貸主が得てよい権利として法律(民法)に認められていますが、これを超えた部分は貸主が得てよいという法的根拠はありません。

なお、遅延損害金については約定がない場合には民法で法定利率が定められており、それが上限となります。

したがって、この超過部分は、借主から返還を請求できることとなります。法的には、不当利得返還請求といえます。